

鳥取県感染症予防計画の改正概要

これまでの感染症対策を継続しつつ、さらに次の事項を追加する。

《主な改正内容》

(1) 鳥取市の中核市移行（保健所設置）への対応…P2 第一7

- ・ 県は、保健所を設置する鳥取市と連携協約を締結し、相互に連携を図り、感染症対策に取り組んでいく。

(2) 感染症指定医療機関等における人材の養成…P15 第八2

- ・ 感染症指定医療機関の医師・看護師等の知識や技術の向上を図るため、鳥取大学医学部附属病院と連携し、感染症に関する研修会等を開催する。
- ・ 鳥取大学医学部附属病院と連携し、診断・治療が困難な感染症に対応できる感染症専門医の養成に努めていく。

(3) 健康危機管理体制の整備（マニュアル整備、訓練実施等）…P16 第十1、2

- ・ エボラ出血熱など高度な対応が必要な感染症の発生に備え、マニュアル整備、訓練実施、資機材の準備など体制整備を行っていく。

(4) 感染拡大防止を目的とした情報公表…P1 第一3(3)

- ・ 感染力が強い感染症で感染拡大するおそれが非常に高い場合には、患者等の合意を得ながら必要な情報（就業先や行動歴など）を適切に公表し、感染拡大を防止していく。

(5) 蚊・ダニ媒介感染症への対策…P7 第三5

- ・ 蚊・ダニ媒介感染症について、県及び市町村は啓発活動等を積極的に協力して行う。

(6) 新型インフルエンザ等感染症の医療体制整備…P12 第五2

- ・ 感染症指定医療機関、外来協力医療機関、入院協力医療機関の協力を得ながら医療体制整備、入院病床確保に努める。